

令和6年度 耐震改修工事添付書類チェックリスト 裏面もご確認下さい

1. 補助金交付申請書

マニュアル P.11～参照

- ☐ 民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 固定資産税・都市計画税 課税明細書 写し【家屋・土地】（土地については所有者の場合に必要）
※ 家屋の所有者が複数存在する場合は、次のいずれかの書類提出が必要です。 マニュアル P.5 参照
 - ☐ 共有者や相続人がいる場合は、関係者間で解決していることを示す書面
 - ☐ 区分所有者の場合は、全員の同意書
- ☐ 固定資産税・都市計画税 納税証明書等の原本【家屋・土地】（土地については所有者の場合に必要）、領収書の場合は写し
（前年度から直近の支払い期日までのもの）【令和5・6年度分】 マニュアル P.11 参照

注意！

※ 固定資産税・都市計画税等を滞納していないことが前提になりますので、申請時（申請書提出時）において各納期限が到達している場合は、必ず期限ごとにおける納税または一括納税を行って下さい。
※ 当該年度の納税証明書等（第1期分納期限以前に申請をされる場合には、前年度のもののみ）は、市税事務所・区役所等にて交付できます。増改築等の部分も必要となります。

- ☐ 耐震診断結果報告書一式（確認印のあるものに限る）の写し
- ☐ 補強計画図面等 マニュアル P.9 参照
 - ☐ 敷地案内図
 - ☐ 確認済証の写し等の建築時期を示すもの
（課税明細書等で S56 年5月以前の着工が明らかな場合は省略可）
 - ☐ 配置図（建蔽率・容積率チェック、敷地寸法、道路幅員等記入）
または、建築物概要に関する報告書
 - ☐ 補強平面図（現況から補強後どのようになるのか明確に分かるもの）
 - ☐ 補強立面図（外部の補強工事〔劣化改善含む〕がない場合は省略可）
 - ☐ 補強詳細図（補強方法が確認できるもの・認定工法等の場合は認定書(写)等）
 - ☐ 耐震補強後の計算書【設計者記名】 ※ただし、限界耐力計算を行う場合は以下を提出
 - ☐ JSCA 関西への木造建物の耐震設計レビュー申込書及び添付書類一式
 - ☐ JSCA 関西からの木造建物の耐震設計レビュー結果報告及び添付書類一式
 - ☐ 補助金の交付申請額計算書（様式第2号）
 - ☐ 見積書（消費税込、施工業者等の記名があるもの）
- ☐ 無料診断よりも上部構造評点が下がり、現況再計算書等の結果を基準として補強計画を作成する場合
 - 例 1： 無料診断 0.8⇒現況再計算 0.7 補強で 0.3 加算して 1.0 以上とする。
 - 例 2： 無料診断 0.8⇒現況再計算 0.5 段階的改修 1 回目で 0.7 以上とする。
 - ☐ 現況（補強前）の再計算書
 - ☐ 現況平面図
- ☐ 段階的改修 1 段階目の申請の場合
 - ☐ 2 段階目の補強計画図及びその補強計画による耐震補強後の建物の耐震診断の判定値が確認できるもの【設計者記名】

令和6年度 納期限 (閉庁日の場合は翌日)	
第1期	4月末日
第2期	7月末日
第3期	12月末日
第4期	2月末日

＜非課税世帯＞ マニュアル P.12 参照

- ☐ 所有者（全員）の世帯全員の住民票の写し 原本【発行後3ヶ月以内のもの、マイナンバーなし】
- ☐ 所有者（全員）の世帯全員の非課税証明書 原本【発行後3ヶ月以内のもの、直近2年分】
※ 所有者が複数存在する場合は、次のいずれかに該当する者の世帯全員
 - ア、区分所有者がいる場合は、非課税証明書を提出できる区分所有者
 - イ、共有者がいる場合は、すべての共有者
- ☐ 所有者が複数存在する場合は、全員の所有権が確認できる書類

＜代理受領＞

- ☐ 代理受領事前届出書（様式第1号）

事業区域と協議先

以下の地区内に該当するかどうかについて申請前に必ず調べたうえで、

該当する場合には、必ず関係部署と協議して下さい。

マニュアル P.10 参照

- | | | | |
|---|---|--------------------------------------|----------|
| { | ・住宅市街地総合整備事業【密集住宅市街地整備型】地区
(大曽根北、筒井) | □要 ・ □不要
→各整備事業地区の事務所 | |
| | ・土地区画整理事業等
(大曽根北、筒井、葵、大高駅前、ささしまライブ24、組合施行土地区画整理事業) | □要 ・ □不要
→各区画整理事業地区の事務所 or 市街地整備課 | |
| | ・町並み保存地区
(有松、白壁、主税、榑木、四間道、中小田井) | □要 ・ □不要
→観光文化交流局 歴史まちづくり推進課 | |
| | ・都市計画施設内 { | 道路→街路計画課 | □要 ・ □不要 |
| | | 公園→都市計画課 | |

2. 着手届

マニュアル P.15 参照

- ☐ 民間木造住宅耐震改修促進事業着手届(様式第4号)
- ☐ 着工前の施工箇所全ての写真(劣化箇所も含む)、着工した状態が確認できる写真(壁解体等)
- ☐ 工事請負契約書(収入印紙のあるもの)の写し

※ 耐震工事施工中に中間検査を行いますので耐震化支援課担当者と検査箇所を打合せのうえ、検査日についてご連絡ください。

3. 完了実績報告書

マニュアル P.19 参照

- ☐ 民間木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書(様式第9号)
- ☐ 各補強・劣化箇所における着工前、施工中(補強方法がわかるもの)、完了時の写真
(全ての工事箇所の写真が必要。但し、着手届に添付したものを除く。)
- ☐ 図面、計算書等(交付申請時から変更がある場合)
- ☐ 領収書の写し
(請求書の写しでも可。但し、補助金交付を請求するまでに領収書の写しを提出のこと。)
(施工者が記名し、収入印紙があり、但し書きにて耐震改修に係る費用とわかるもの)
- ☐ 補助金交付請求書(様式第11号)【代理受領利用時不要】
- ☐ 口座名義人と口座番号が確認できるもの(キャッシュカード、通帳等)のコピー【代理受領利用時不要】
- ☐ 減災協認定工法使用状況(アンケート・耐震化支援課で配布)
- ☐ 耐震改修工事に関する施工業者等の公表登録申請書(※希望する場合・耐震化支援課で配布)
- ☐ 住宅耐震改修証明申請書(※希望する場合、段階的改修1回目の方は除く)

※ 所得税の税額控除用・固定資産税の減額用それぞれで1通ずつ必要です。

※ 様式は国土交通省HPをご確認ください。耐震化支援課でも配布しています。

※ 所得税の税額控除を受けられる方は、申請家屋に自ら居住していて耐震改修工事の金額を負担した方です。

※ 建築士等が発行する「増改築等工事証明書」でも所得税・固定資産税(住宅)の控除可能です。

《代理受領》

- ☐ 代理受領に係る委任状(様式第6号)
- ☐ 代理受領に係る補助金交付請求書(様式第7号)